

議案第 17 号

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表

(単位：円)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>730</u>
	第3種電柱		<u>990</u>
	第1種電話柱		<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>940</u>
	その他の柱類		<u>43</u>
	(略)		長さ1メー トルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上		<u>38</u>

別表

(単位：円)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>650</u>
	第3種電柱		<u>880</u>
	第1種電話柱		<u>380</u>
	第2種電話柱		<u>610</u>
	第3種電話柱		<u>830</u>
	その他の柱類		<u>38</u>
	(略)		長さ1メー トルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	<u>2</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>370</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上		<u>34</u>

	地下に設ける通路			<u>260</u>
	その他のもの			<u>850</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
	標識		1本につき1年	<u>680</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>87</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>870</u>
		その他のもの		<u>430</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>85</u>	

	地下に設ける通路			<u>290</u>
	その他のもの			<u>760</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	標識		1本につき1年	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>96</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>960</u>
		その他のもの		<u>480</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>76</u>	

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	(略)			令第7条第9号に掲げる施設	(略)				
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(略)			令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(略)				
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	(略)			令第7条第13号に掲げる施設	(略)				
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
備考 (略)				備考 (略)					

(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 港湾施設占用料				別表第2 港湾施設占用料			
種別	分類及び単位	金額	摘要	種別	分類及び単位	金額	摘要
野積場、物揚場	(略)			(略)			
	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	480円	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	420円	
	5	電話柱の設置 1本につき1箇年	430円	5	電話柱の設置 1本につき1箇年	380円	
	6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	850円	6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	760円	
	(略)			(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正)

第3条 八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1 水域及び公共空地占用料				別表第1 水域及び公共空地占用料					
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				
電柱、支柱、鉄塔	1年	1本	480円		電柱、支柱、鉄塔	1年	1本	420円	
(略)					(略)				
備考 (略)				備考 (略)					

(八幡浜市漁港管理条例の一部改正)

第4条 八幡浜市漁港管理条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2 占用料					別表第2 占用料				
種別	目的	単位	金額	摘要	種別	目的	単位	金額	摘要
物揚場 占用料	(略)				物揚場 占用料	(略)			
	電柱、支柱、 鉄柱設置	1本につ き年	480円			電柱、支柱、 鉄柱設置	1本につ き年	420円	
	(略)					(略)			
備考 (略)					備考 (略)				
別表第4 水域及び公共空地占用料					別表第4 水域及び公共空地占用料				
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				
電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	480円		電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	420円	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

(八幡浜市都市公園条例の一部改正)

第5条 八幡浜市都市公園条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2 (使用料)			別表第2 (使用料)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額

(略)				(略)			
占用	電柱	1本につき	480	占用	電柱	1本につき	420
	電話柱	1年	430		電話柱	1年	380
	公衆電話所	1個につき 1年	850		公衆電話所	1個につき 1年	760
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の八幡浜市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る港湾施設占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る港湾施設占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の八幡浜市漁港管理条例別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料並びに水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料並びに水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の八幡浜市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る

使用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等の改定を行うため。

